

5 福薬発第 1 3 9 号
令和 5 年 7 月 2 0 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人 福岡県薬剤師会
会長 原口 亨

令和 5 年毎月勤労統計調査特別調査への調査協力依頼について

このことについて、別紙のとおり、厚生労働省政策統括官から協力依頼がありました。

この特別調査は、指定された調査区域内で 1～4 名の常用労働者を雇用している小規模事業者に対し、年 1 回、都道府県の統計調査員が 8 月から 9 月にかけて事業所を訪問して実施されるもので、統計法に基づく「基幹統計調査」であり、事業所には回答義務があります。

該当区域内の会員薬局に対し、調査にご協力いただくよう周知をお願いいたします。

記

調査方法

(1) 調査区内の最新の事業所名簿作成

統計調査員が各事業所を訪問し、常用労働者数などを確認

※統計調査員は必ず統計調査員証を携帯しています

(2) 特別調査の実施

常用労働者数が 1～4 名である全ての事業所に統計調査員が訪問し、常用労働者ごとの性別、通勤、勤続年数、1 日の実労働時間数、決まって支給する現金給与額などを調査

以上

日 薬 発 第 1 0 5 号

令 和 5 年 7 月 1 8 日

都 道 府 県 薬 剤 師 会 会 長 殿

日 本 薬 剤 師 会

会 長 山 本 信 夫

令 和 5 年 毎 月 勤 労 統 計 調 査 特 別 調 査 へ の 調 査 協 力 依 頼 に つ い て

平 素 より 本 会 会 務 に 格 別 の ご 高 配 を 賜 り、厚 く 御 礼 申 し 上 げ ま す。

標 記 に つ き ま し て、厚 生 労 働 省 政 策 統 括 官（統 計 ・ 情 報 政 策、労 使 関 係 担 当）よ り、
別 添 の と お り 標 記 調 査 に 対 す る 協 力 の 依 頼 が あ り ま し た の で お 知 ら せ い た し ま す。

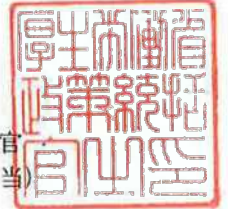
つ き ま し て は、当 該 地 域 の 会 員 等 に ご 周 知 下 さ い ま す よ う よ ろ し く お 願 い 申 し 上 げ
ま す。

以 上

02
政統発 0615 第 2 号
令和 5 年 6 月 15 日

公益社団法人 日本薬剤師会 会長 殿

厚生労働省 政策統括官
(統計・情報政策、労使関係担当)



令和 5 年毎月勤労統計調査特別調査への調査協力依頼について

厚生労働省が統計法に基づく基幹統計調査として実施する「毎月勤労統計調査」につきましては、日頃よりご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、毎月勤労統計調査のうち「特別調査」につきましては、1～4人の常用労働者を雇用する小規模事業所における雇用、給与及び労働時間の実態を明らかにするため、年1回（7月31日現在について）実施するものです。

都道府県の統計調査員が8月から9月にかけて事業所を訪問し、事業所の常用労働者数、事業の内容等を確認した上で調査を実施いたします。貴会会員の事業所に統計調査員が訪問した際には、この調査にご協力いただけますよう周知のほどよろしくお願いいたします。なお、調査対象となる地域は、別添「指定調査区市区町村名一覧」に記載の市区町村内の一部地域となりますのでご参照願います。

最後に、以下のものを各1部同封いたしますのでご活用いただければ幸いです。

また、これらの電子ファイルが必要な場合は、メール又は電子媒体でお送りいたしますので、お手数ですが以下の担当までご連絡くださいますようお願いいたします。

(同封物)

- ・「毎月勤労統計調査特別調査の調査票」
- ・「毎月勤労統計調査のお願い」
- ・「令和5年毎月勤労統計調査特別調査の準備のための調査のお願い」
- ・「毎勤だより」
- ・「令和4年特別調査の概況」
- ・「特別調査イメージキャラクターとくちやんのイラスト」

【担当】

厚生労働省 政策統括官付参事官付

雇用・賃金福祉統計室

毎勤第一係 渡邊

TEL : 03-5253-1111 (内線 7631)

E-mail : maikin-chosa@mhlw.go.jp

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
福岡県	101	北九州市 門司区	福岡県	447	朝倉郡 筑前町			
福岡県	106	北九州市 小倉北区	福岡県	503	三井郡 大刀洗町			
福岡県	107	北九州市 小倉南区	福岡県	621	京都郡 苅田町			
福岡県	109	北九州市 八幡西区						
福岡県	131	福岡市 東区						
福岡県	132	福岡市 博多区						
福岡県	133	福岡市 中央区						
福岡県	134	福岡市 南区						
福岡県	135	福岡市 西区						
福岡県	136	福岡市 城南区						
福岡県	137	福岡市 早良区						
福岡県	202	大牟田市						
福岡県	203	久留米市						
福岡県	204	直方市						
福岡県	205	飯塚市						
福岡県	210	八女市						
福岡県	211	筑後市						
福岡県	212	大川市						
福岡県	213	行橋市						
福岡県	215	中間市						
福岡県	219	大野城市						
福岡県	220	宗像市						
福岡県	221	太宰府市						
福岡県	223	古賀市						
福岡県	225	うきは市						
福岡県	228	朝倉市						
福岡県	230	糸島市						
福岡県	231	那珂川市						
福岡県	402	鞍手郡 鞍手町						
福岡県	421	嘉穂郡 桂川町						

事業所の皆さまへ

～集まれば大きな力に統計調査～

毎勤だより

毎月勤労統計調査 特別調査

毎月勤労統計調査特別調査とは？

常用労働者5人以上の事業所を対象に毎月行っている毎月勤労統計調査(雇用、給与及び労働時間の変動を毎月明らかにする調査)を補うために常用労働者1~4人の事業所を対象に年1回行う調査です。

毎月行っている「毎月勤労統計調査」は、その前身も含めると大正12年から始まり100年以上継続している歴史ある調査です。このうち、特別調査は昭和32年から実施しています。

なお、この調査は国の重要な調査として、統計法に基づく基幹統計調査とされ、調査対象となった事業所に対して、回答の義務に関する規定が設けられており、さらに調査の従事者には秘密保護の義務が課せられている、大切な調査です。

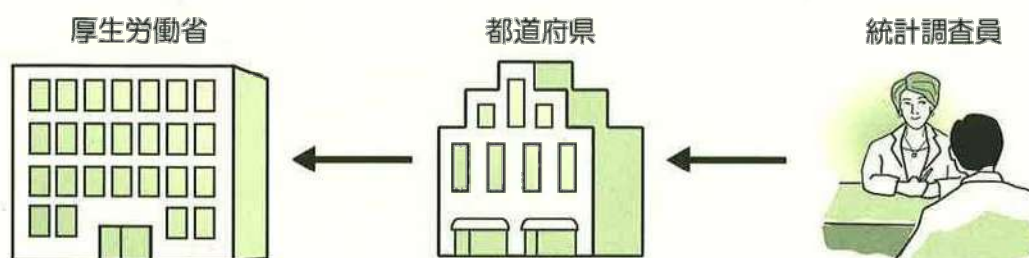
調査対象の範囲は、農業、林業、漁業、家事サービス業、外国公務及び一般公務を除く事業所です。

調査の結果は、国民経済計算(GDP統計)の作成や中小企業施策の企画・立案など、小規模事業所で働く労働者のための諸施策の基礎資料として役立てられています。

調査の方法

調査に際しては、貴事業所に統計調査員がお伺いします。この統計調査員は、都道府県知事が任命した公務員で、必ず統計調査員証を携帯しています。

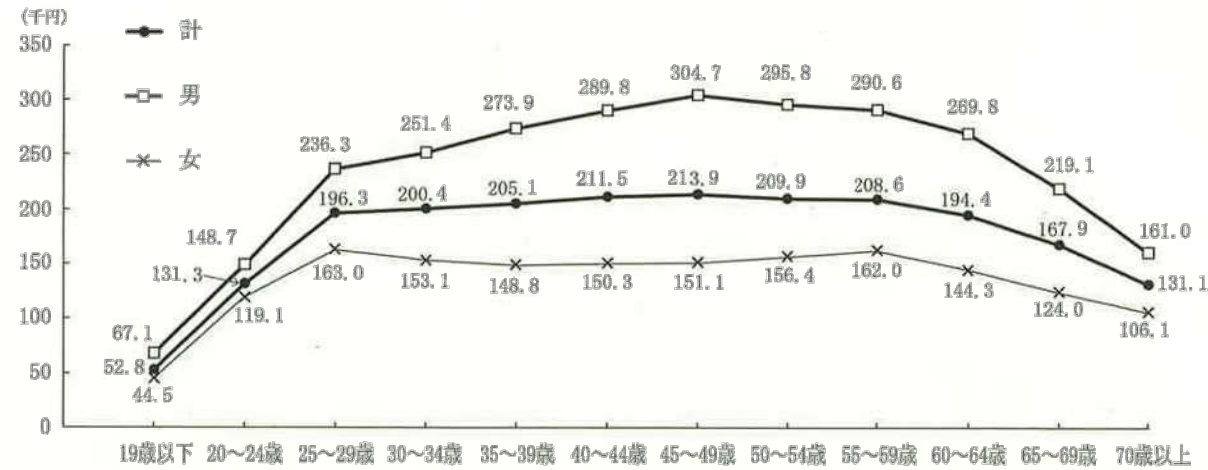
調査の流れ



令和4年毎月勤労統計調査特別調査の結果から

◎性、年齢階級別きまって支給する現金給与額

(令和4年7月、企業規模1~4人、調査産業計)



◎きまって支給する現金給与額、特別に支払われた現金給与額、出勤日数、通常日1日の実労働時間、勤続年数及び短時間労働者の割合の推移

(事業所規模1~4人、調査産業計)

年	きまって支給する現金給与額 ¹⁾ 円	特別に支払われた現金給与額 ²⁾ 円	出勤日数 ¹⁾ 日	通常日1日の実労働時間 ¹⁾ 時間	勤続年数 ³⁾ 年	短時間労働者の割合 ³⁾ %
平成24年	188,928	191,400	20.6	7.1	11.0	28.0
25	190,475	201,808	20.7	7.1	11.2	28.0
26	192,120	208,488	20.7	7.1	11.4	28.5
27	191,269	216,965	20.4	7.0	11.3	29.0
28	195,701	227,206	20.2	7.0	11.6	28.9
29	196,363	227,457	20.1	7.0	11.7	29.2
30	195,476	235,684	19.9	7.0	12.0	30.1
令和元 ⁴⁾ 2	197,196	247,634	19.8	6.9	12.0	30.9
3	199,902	253,157	19.3	6.8	12.6	31.3
4	203,079	258,268	19.2	6.8	12.8	31.3

注：1)各年7月の数値である。
 2)調査年の前年8月1日から調査年7月31日までの1年間分の数値であり、勤続1年以上の者を対象に算出している。
 3)各年7月末日現在の数値である。
 4)令和2年は特別調査を中止しており、令和2年9月に特別調査の代替措置として実施した「小規模事業所勤労統計調査」の結果によると、事業所規模1~4人のきまって支給する現金給与額は202,372円、特別に支払われた現金給与額は270,994円、出勤日数は19.3日、通常日1日の実労働時間は6.9時間、勤続年数は13.8年、短時間労働者の割合は30.6%となっている。

◎都道府県別きまって支給する現金給与額、出勤日数、通常日1日の実労働時間 (令和4年7月、事業所規模1~4人、調査産業計)

都道府県	きまって支給する現金給与額 円	出勤日数 日	通常日1日の実労働時間 時間
全 国	203,079	19.2	6.8
北 海 道	207,208	20.2	6.9
青 森 県	207,372	20.5	7.3
岩 手 県	185,320	20.0	6.8
宮 城 県	203,949	19.3	6.9
秋 田 県	188,338	20.1	6.9
山 形 県	181,148	20.2	7.0
福 島 県	207,376	20.6	7.2
茨 城 県	202,153	19.7	7.0
栃 木 県	199,559	19.4	6.8
群 馬 県	195,051	19.1	6.8
埼 玉 県	213,610	19.1	6.7
千 葉 県	206,778	18.3	6.5
東 京 都	236,076	18.3	7.0
神 奈 川 県	222,162	18.4	6.8
新 潟 県	200,345	20.3	6.9
富 山 県	197,959	19.9	6.8
石 川 県	192,719	19.4	6.9
福 井 県	194,764	19.9	7.0
山 梨 県	195,716	19.3	6.9
長 野 県	198,035	19.5	7.0
岐 阜 県	185,746	19.3	6.6
静 岡 県	213,981	19.4	7.0
愛 知 県	211,626	18.7	6.7
三 重 県	188,801	18.8	6.8
滋 賀 県	187,593	18.5	6.7
京 都 府	187,479	18.8	6.5
大 阪 府	213,166	18.6	6.8
兵 庫 県	181,944	18.5	6.6
奈 良 県	181,828	18.0	6.8
和 歌 山 県	187,006	19.5	6.6
鳥 取 県	186,640	19.6	6.9
島 根 県	182,126	19.1	7.0
岡 山 県	195,775	19.2	6.8
広 島 県	202,346	19.2	6.8
山 口 県	182,214	19.2	6.6
徳 島 県	202,745	19.7	6.9
香 川 県	209,372	20.0	7.0
愛 媛 県	188,999	20.4	6.8
高 知 県	168,886	19.3	6.7
福 岡 県	214,662	19.6	7.1
佐 賀 県	183,222	19.9	6.8
長 崎 県	175,660	20.6	6.8
熊 本 県	186,536	20.1	6.8
大 分 県	183,554	20.1	6.9
宮 崎 県	186,381	19.8	6.9
鹿 児 島 県	186,851	19.8	6.9
沖 縄 県	172,020	19.9	7.0

注：令和4年7月末日の数値である。



この調査は報告（調査票の提出）の義務があります

この調査は、統計法という法律で基幹統計調査として承認されています。

統計法では、基幹統計調査の調査対象となった方に対して、報告の義務を規定し、報告を拒否することや虚偽の報告をすることを禁止しています。また、これらに違反した場合の罰則も規定しています。

本調査の趣旨をご理解いただき、大変お手数ではありますが、調査票の提出をお願いいたします。



調査の内容が、他に知られたりするようなことはないのでしょうか？

ありません。統計法において、調査票情報等を調査の目的以外のために用いることは禁止されています。そのため調査の内容を、税金の算定や、労働基準法その他の法律に基づく取り締まりなどに用いることは絶対にありません。

なお、小規模な事業所には、統計調査員が伺っておりますが、統計調査員は、知事が任命した公務員です。調べたことについて他にもらすことは、統計法で固く禁じられています。

安心してお答えください。



毎月勤労統計調査「特別調査」キャラクター「とくちゃん」

調査へのご理解とご回答をお願いいたします。

調査についてのご質問がありましたら、各都道府県の統計主管課までお問い合わせください。

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省毎月勤労統計調査担当

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-5253-1111 (調査の実務に関すること)内線7631,7605

(調査の企画に関すること)内線7609,7610

毎月勤労統計調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。

トップページ → 統計情報・白書 → 各種統計調査 → 厚生労働統計一覧 →

7.雇用 → 毎月勤労統計調査(特別調査) <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/31-1.html>

令和5年

毎月勤労統計調査特別調査票

(令和 年 7 月 分)



厚生労働省

1 事業所名 (電話) 局 番	都道府県号	調査区番号	事業所一連番号	※産業分類番号		企業規模番号
				大	中	

2 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。 (主要なものとは、総収入の最も多いものです。)	3 調査期間は、いつからいつまででしたか。(6月の最終給与締切日の翌日から7月の最終給与締切日までの1か月間です。) 月 日から 月 日まで	4 調査期間末日の常用労働者数は何人でしたか。 人	5 企業(同一会社に属するすべての事業所)の全常用労働者数は、何人ですか。 該当する番号を○で囲んでください。 (1) 30人以上 (2) 5~29人 (3) 1~4人
--	---	----------------------------------	--

1 氏名又は符号		2 性		3 通勤・住込みの別 (注)		4 家族労働者であるかどうかの別		5 年齢 (1年未満の端数は切り捨ててください)	6 勤続年数 歳 年	7 出勤日数 (時間でも就業した日は1日に記入してください。有給休暇は含めなくてください。)	8 1日の実労働時間数 (7月中の通常日の労働時間を記入してください。休憩時間は除きます。)	9 きまって支給する現金給与額 (毎月同じように支給される給与(税込み)で、残業手当を含みます。) (100円未満は四捨五入してください。)	10 昨年の8月1日から今年の7月31日までに特別に支払われた現金給与額(夏季又は年末の賞与、3か月を超える期間で算定される給与、ペースアップの差額追加分及び支給事由の発生が不確実な給与の総額(税込み)です。毎月きまって支給する給与は含みません。)
		男	女	通	住	家族	家族以外						
1		1	2	1	2	1	2						
2		1	2	1	2	1	2						
3		1	2	1	2	1	2						
4		1	2	1	2	1	2						

(注) 住込みとは、家族労働者であるかどうかを問わず、事業所の構内又は事業主の住宅内に居住し、常態として食事の提供を受けている者をいいます。

備考	面接者氏名	調査票作成年月日	年月日	統計調査員印
----	-------	----------	-----	--------

※印欄は記入しないでください。
この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。
この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

毎月勤労統計調査のお願い

毎月勤労統計調査は、雇用、給与及び労働時間の変動を明らかにすることを目的に、統計法に基づいて厚生労働省が実施している、国の重要な統計調査です。調査は事業所単位で行います。

調査は、2種類あります

5人以上の労働者を雇用する事業所対象
毎月勤労統計調査
毎月実施

1～4人の労働者を雇用する事業所対象
毎月勤労統計調査 特別調査
年1回（7月）実施

調査対象の事業所は、一定のルールに基づいて、無作為に選ばれます。

調査対象に選ばれた事業所の皆さまには、
調査へのご理解とご回答をお願いいたします。

調査で知り
得た内容の
秘密保護は
万全です！



調査の結果は、
景気の判断や、
社会保障制度を
検討するときの
資料として使わ
れます。

毎月勤労統計調査のキャラクター「まいちゃん きんちゃん」

◆ 詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください ◆

トップページ → 統計情報・白書 → 各種統計調査 → 厚生労働統計一覧 →
7. 雇用 → 毎月勤労統計調査 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>

毎月勤労統計調査特別調査イメージキャラクター
「とくちゃん」



事業所の皆さまへ

令和5年 毎月勤労統計調査 特別調査の準備のための調査のお願い

厚生労働省
都道府県

お忙しいところ、貴重なお時間をいただきありがとうございます。
この度、毎月勤労統計調査特別調査を行うための調査区として、この地域が指定されました。

調査に先立ち、統計調査員が皆様の事業所にお伺いして、事業所の名称、常用労働者数などをお尋ねする「準備のための調査」を実施いたします。

「準備のための調査」では、指定した調査区の最新の事業所名簿を作成いたします。この名簿は、調査の対象となる事業所を整理するためのもので、他の用途に使用することは絶対にありません。

また、統計調査員は知事が任命した公務員であり、調べた事からについて他に漏らすことは、統計法で固く禁じられています。

正しい統計結果を出すために、まず、事業所名簿が最新のものであることが必要です。統計調査員の質問には、ありのままをお答えくださいますようお願いいたします。

毎月勤労統計調査 特別調査とは？

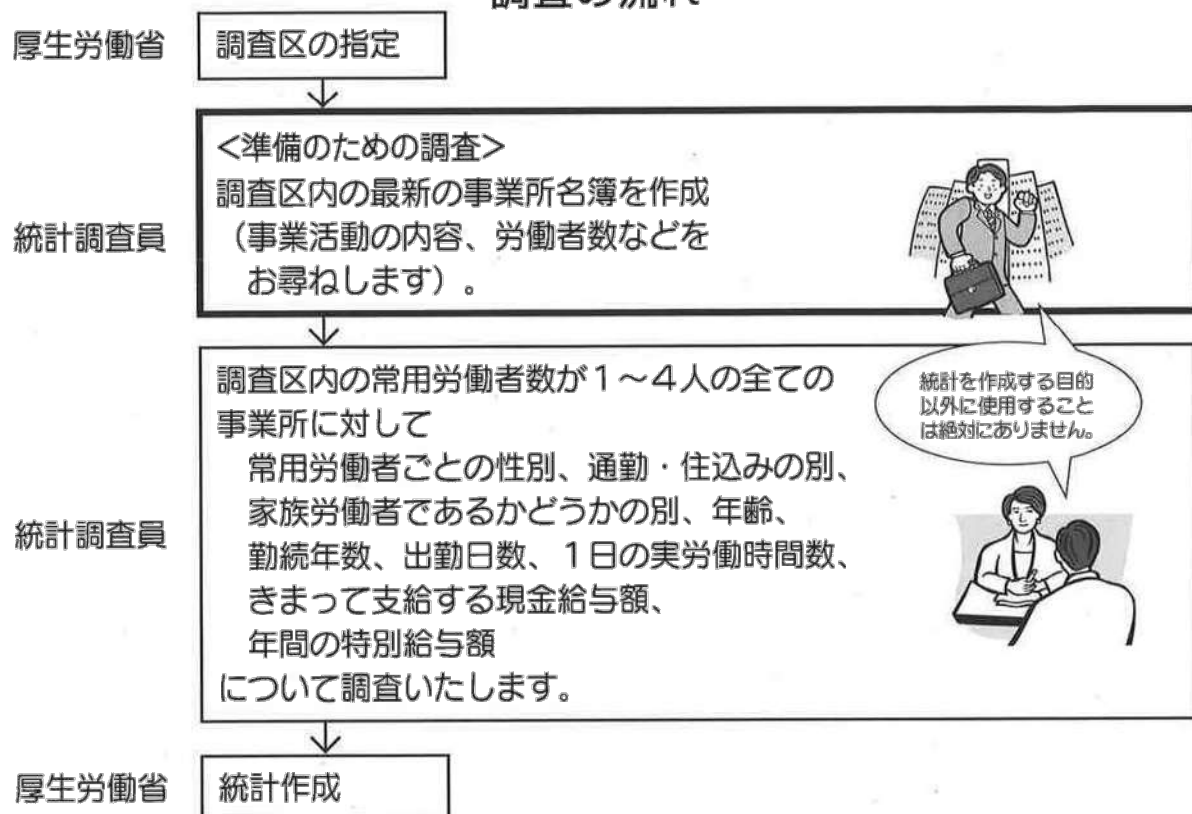
常用労働者5人以上の事業所を対象に毎月行っている毎月勤労統計調査（雇用、給与及び労働時間の変動を毎月明らかにする調査）を補うために常用労働者1～4人の事業所を対象に年1回行う調査です。

調査対象の範囲は、農業、林業、漁業、家事サービス業、外国公務及び一般公務を除く事業所です。

調査の結果は、小規模事業所の実態を示すものとして最低賃金の決定に係る審議会資料に使用される等、行政施策の企画・立案に役立てられています。

なお、この調査は国の重要な統計を作成するための調査として、統計法に基づく「基幹統計調査」とされています。

調査の流れ



基幹統計調査とは？

A

国の重要な統計を作成するための調査として、統計法に基づき承認された統計調査のことです。

調査対象になった事業所は、統計法により調査に回答しなければなりません。一方で調査した内容についての秘密の保護などについては厳重な規定が定められています。国勢調査、経済産業省生産動態統計調査、経済センサス等も基幹統計調査です。

ご不明な点などがありましたら、下記までご連絡ください。



毎月勤労統計調査特別調査
イメージキャラクター
「とくちゃん」

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省毎月勤労統計調査担当

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-5253-1111 (調査の実務に関すること)内線7631、7605

(調査の企画に関すること)内線7609、7610

毎月勤労統計調査特別調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。

トップページ → 統計情報・白書 → 各種統計調査 → 厚生労働統計一覧 →

7. 雇用 → 毎月勤労統計調査(特別調査) <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/31-1.html>



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare



政府統計

令和5年1月27日

【照会先】

政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室

統計管理官 野口 智明

室長補佐 前原 庸司

毎勤調整係・企画調整係

(代表電話) 03(5253)1111 (内線7609, 7610)

(直通電話) 03(3595)3145

—令和4年毎月勤労統計調査特別調査の概況—

目 次

1	調査の概要	1 ページ
2	結果の概要	3 ページ
	(1) 賃金	3 ページ
	(2) 出勤日数と労働時間	5 ページ
	(3) 雇用	7 ページ
3	付表	9 ページ

令和4年毎月勤労統計調査特別調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。
(URL : <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/31-1.html>)

1 調査の概要

(1) 調査の目的

毎月勤労統計調査特別調査は、常用労働者1人以上4人以下の事業所の賃金、労働時間及び雇用の実態を明らかにして、毎月実施されている常用労働者5人以上の事業所に関する「全国調査」及び「地方調査」を補完するとともに、各種の労働施策を円滑に推進していくための基礎資料を提供することを目的とする。

(2) 調査の範囲

ア 地域

全国

イ 産業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく16大産業（「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）」）

ウ 事業所

イの産業に属する常用労働者1人以上4人以下を雇用する事業所を対象とし、平成26年経済センサス・基礎調査の調査区に基づいて設定した毎勤特別調査区のうちから、無作為に抽出された調査区内に所在する事業所を客体とする。

(3) 調査の時期

令和4年6月の最終給与締切日の翌日から7月の最終給与締切日までの1か月間（特別に支払われた現金給与額については、令和3年8月1日から令和4年7月31日までの1年間）の状況について、令和4年8月及び9月に調査を実施した。

(4) 主な調査事項

ア 主要な生産品の名称又は事業の内容

イ 企業規模

ウ 常用労働者の数

エ 常用労働者ごとの次に掲げる事項

- a 性
- b 通勤又は住込みの別及び家族労働者であるかどうかの別
- c 年齢及び勤続年数
- d 出勤日数及び1日の実労働時間数
- e きまって支給する現金給与額
- f 特別に支払われた現金給与額

(5) 調査の方法

調査員が配布する調査票に報告者が記入するか、又は調査員が報告者から聞き取り記入する方法により調査を行う。

ただし、調査員調査のみでは困難な場合等には、都道府県が郵送により調査票を配布する場合や、報告者が郵送又はオンラインにより回答する場合がある。

(6) 調査系統

配布：厚生労働省－都道府県－調査員－報告者

収集：報告者－調査員－都道府県－厚生労働省

(7) 調査客体数、有効回答数及び有効回答率

調査客体数 22,176 事業所 有効回答数 18,741 事業所

有効回答率 84.5%

(8) 利用上の注意

ア 統計表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入している。

イ 「前年比」及び「前年差」は、前年の結果と比較した増減を表している。また、これらの数値は

表章単位の数値から算出している。

ウ 4ページの第2図及び第3表は、企業規模1～4人の事業所について集計している。

(9) 用語の定義

ア 常用労働者

次のいずれかに該当する者をいう。

a 期間を定めずに雇われている者

b 1か月以上の期間を定めて雇われている者

なお、いわゆる重役や理事などの役員でも、部長、工場長あるいは支店長などのように、常時事業所に出勤して、一定の業務に従事し、一般の労働者と同じ基準で毎月給与が算定されている者は常用労働者に含める。

また、いわゆるパートタイム労働者で上記a、bの条件を満たしている者も常用労働者に含める。本特別調査では調査期間末日現在、当該事業所に在籍している常用労働者について調査している。

イ きまって支給する現金給与額

労働契約、労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法に基づき、毎月きまって現金で支給される給与額（超過勤務手当を含む。）をいい、7月分の給与額について調査している。所得税、各種社会保険料等を差し引く以前の金額である。

ウ 特別に支払われた現金給与額

一時的又は臨時的に支払われた現金給与額及び3か月を超える期間ごとに支払われた現金給与額をいう。主なものとして、夏季、年末の賞与がこれに該当する。

本項目においては、令和3年8月1日から令和4年7月31日までの1年間分の勤続1年以上の者1人当たり平均を算出している。

エ 出勤日数

労働者が実際に出勤した日数をいい、7月分について調査している。有給休暇は出勤日に含めないが、1時間でも就業した日は出勤日とする。

オ 実労働時間

労働者が実際に働いた労働時間をいい、休憩時間を含まない。7月中の通常日1日について調査しており、1時間未満の端数については、労働者ごとに30分以上は切上げ、30分未満は切捨てとしている。

カ 年齢

調査期間末日現在の労働者の満年齢をいう。

キ 勤続年数

労働者がその企業に雇い入れられてから調査期間末日までに勤続した年数をいい、1年未満の端数については労働者ごとに切捨てとしている。

ク 短時間労働者

通常日1日の実労働時間が6時間以下の者をいう。

ケ 1時間当たりきまって支給する現金給与額

労働者ごとにきまって支給する現金給与額を、出勤日数に1日の実労働時間数を乗じて得た時間数で除して算出している。

2 結果の概要

(1) 賃金

ア きまって支給する現金給与額

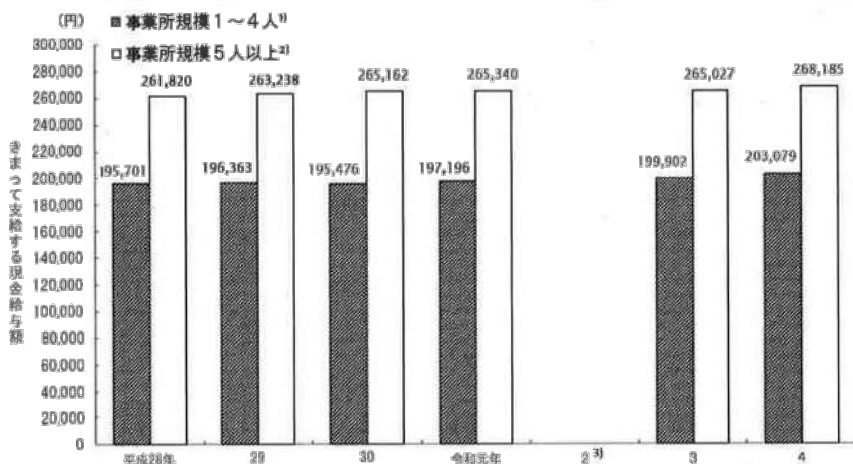
事業所規模1～4人の事業所について、令和4年7月におけるきまって支給する現金給与額は、調査産業計が203,079円で前年比1.6%増となった。

男女別にみると、男は270,216円で前年比1.4%増、女は152,984円で同1.6%増となった。

主な産業についてみると、「建設業」が268,871円と最も高く、次いで「製造業」が216,745円、「卸売業、小売業」が204,584円、「医療、福祉」が193,887円、「生活関連サービス業、娯楽業」が157,394円、「宿泊業、飲食サービス業」が115,793円となった。（第1図、第1表）

また、1時間当たりきまって支給する現金給与額は、調査産業計が1,531円で前年比0.1%増となった。男女別にみると、男は1,764円で前年比0.3%減、女は1,357円で同0.4%増となった。（第2表）

第1図 事業所規模別きまって支給する現金給与額の推移（調査産業計）



- 注：1) 事業所規模1～4人は各年7月の数値である。
 2) 事業所規模5人以上は、毎月勤労統計調査全国調査各年7月分の結果である。
 3) 令和2年は特別調査を中止しており、令和2年9月に特別調査の代替措置として実施した「小規模事業所勤労統計調査」の結果によると、事業所規模1～4人のきまって支給する現金給与額は202,372円となっている。また、事業所規模5人以上における令和2年7月のきまって支給する現金給与額は262,474円である。

第1表 性・主な産業、事業所規模別きまって支給する現金給与額

性・主な産業	事業所規模1～4人		(参考) 事業所規模5人以上 ¹⁾		5人以上=100としたときの比率
	円	前年比 ²⁾	円	前年比 ²⁾	
調査産業計	203,079	1.6	268,185	1.2	75.7
男	270,216	1.4	336,735	1.1	80.2
女	152,984	1.6	193,010	2.2	79.3
建設業	268,871	3.0	352,309	1.6	76.3
製造業	216,745	5.6	311,659	0.0	69.5
卸売業、小売業	204,584	0.4	241,826	1.1	84.6
宿泊業、飲食サービス業	115,793	-0.7	122,895	8.4	94.2
生活関連サービス業、娯楽業	157,394	3.4	195,970	2.7	80.3
医療、福祉	193,887	3.1	258,095	2.3	75.1

- 注：1) 事業所規模5人以上は、毎月勤労統計調査全国調査令和4年7月分の結果である。
 2) 事業所規模5人以上の前年比は、指数から算出している。ただし、男女別の前年比は、実数から算出している。

第2表 性別1時間当たりきまって支給する現金給与額（事業所規模1～4人、調査産業計）

性	令和4年7月	
	実額	前年比
計	1,531	0.1
男	1,764	-0.3
女	1,357	0.4

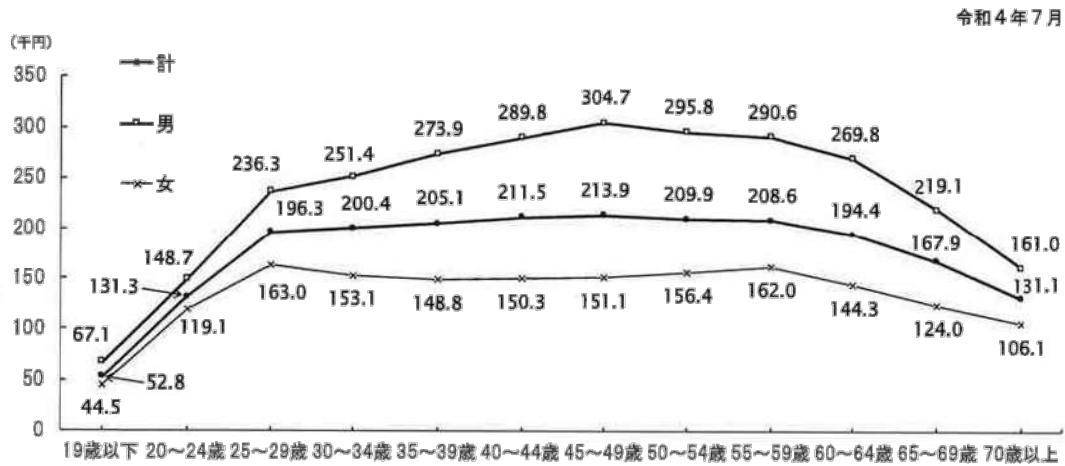
イ 年齢階級・勤続年数階級別きまって支給する現金給与額

企業規模1～4人の事業所における令和4年7月のきまって支給する現金給与額を年齢階級別にみると、調査産業計で男女計は25～29歳まで上昇しているが、30歳から59歳まではほぼ横ばいとなり、60～64歳以降低下している。

男女別にみると、男は45～49歳まで上昇しているが、50～54歳以降低下している。女は、総じて年齢階級による差は小さいものの25～29歳まで上昇しているが、30歳から59歳まではほぼ横ばいとなり、60～64歳以降低下している。（第2図）

また、勤続年数階級別にみると、勤続年数30年以上を除き、男女別、主な産業別にみても勤続年数が長いほど給与水準がおおむね高くなっている（第3表）。

第2図 性、年齢階級別きまって支給する現金給与額（企業規模1～4人、調査産業計）



第3表 年齢階級・勤続年数階級、性・主な産業別きまって支給する現金給与額（企業規模1～4人）

年齢階級 勤続年数階級		調査産業計			建設業	製造業	卸売業、 小売業	宿泊業、 飲食 サービス業	生活関連 サービス業、 娯楽業	医療、 福祉
		計	男	女						
年	年齢	計	男	女						
	19歳以下	52,750	67,071	44,510	169,023	x	49,482	36,149	113,570	47,999
	20～24歳	131,325	148,655	119,113	214,490	187,245	136,803	59,630	159,111	178,928
	25～29歳	196,348	236,326	162,991	266,730	226,013	201,041	109,716	192,684	196,750
	30～34歳	200,433	251,399	153,127	261,834	234,734	180,772	130,234	177,650	189,022
	35～39歳	205,098	273,931	148,757	287,208	215,219	197,093	144,778	167,543	179,875
	40～44歳	211,478	289,841	150,312	292,439	235,830	196,436	137,763	167,202	176,709
	45～49歳	213,924	304,680	151,072	287,970	263,347	206,248	122,518	160,966	191,683
	50～54歳	209,881	295,770	156,368	282,254	222,520	206,820	129,556	157,249	194,992
	55～59歳	208,601	290,618	161,987	282,102	224,436	203,492	108,504	163,966	185,739
	60～64歳	194,422	269,806	144,258	259,333	198,119	185,144	98,422	136,878	180,934
	65～69歳	167,938	219,106	123,981	204,508	173,609	141,335	88,734	115,396	178,371
	70歳以上	131,145	160,982	106,127	167,426	138,842	125,273	81,282	93,251	127,459
勤続年数	計	190,535	254,767	143,444	259,309	204,524	180,443	107,691	155,492	181,683
	0年	142,549	195,616	112,517	194,722	137,860	138,826	78,850	139,765	155,386
	1年	156,737	220,282	117,784	246,302	189,875	138,709	95,168	162,226	149,023
	2年	168,395	222,075	134,290	232,258	171,696	167,580	112,525	155,437	162,036
	3～4年	169,803	232,816	129,557	237,819	187,814	172,737	100,282	154,037	165,967
	5～9年	186,883	257,103	139,472	266,672	207,903	165,634	111,277	160,169	178,168
	10～14年	197,531	260,019	151,709	263,041	208,985	183,563	110,165	157,169	196,612
	15～19年	216,660	285,126	160,364	274,374	228,666	205,649	123,886	162,160	190,835
	20～29年	227,680	295,971	168,809	291,634	235,095	217,346	125,778	160,588	210,924
	30年以上	198,425	247,264	152,937	240,776	186,573	178,347	138,235	140,736	222,125
平均年齢（歳）		50.7	50.7	50.8	50.5	55.1	52.7	47.7	46.4	48.2
平均勤続年数（年）		13.6	14.9	12.7	16.1	18.6	15.9	9.2	12.4	10.4

注：「x」は、調査客体が少ないため公表しない。

ウ 特別に支払われた現金給与額

令和3年8月1日から令和4年7月31日までの1年間における賞与など特別に支払われた現金給与額は、調査産業計が258,268円で前年比2.0%増となった。

男女別にみると、男は372,165円で前年比2.9%増、女は171,600円で同0.5%増となった。

主な産業についてみると、「建設業」が308,367円と最も高く、次いで、「卸売業、小売業」が268,211円、「医療、福祉」が262,254円、「製造業」が220,165円、「生活関連サービス業、娯楽業」が61,983円、「宿泊業、飲食サービス業」が34,688円となった。（第4表）

第4表 性・主な産業別過去1年間特別に支払われた現金給与額（事業所規模1～4人）

性・主な産業	実 額		支給割合 ¹⁾	
	円	前年比 %	か月分	前年差
調 査 産 業 計	258,268	2.0	1.27	0.00
男	372,165	2.9	1.38	0.02
女	171,600	0.5	1.12	-0.01
建 設 業	308,367	1.6	1.15	-0.01
製 造 業	220,165	14.2	1.02	0.08
卸 売 業 , 小 売 業	268,211	7.2	1.31	0.08
宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	34,688	-22.7	0.30	-0.08
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	61,983	6.3	0.39	0.01
医 療 , 福 祉	262,254	-1.7	1.35	-0.07

注：令和3年8月1日から令和4年7月31日までの1年間分の数値である。

特別に支払われた現金給与額については、勤続1年以上の者を対象に算出している。

1) 支給割合は、常用労働者1人当たりの令和4年7月のきまって支給する現金給与額に対する、過去1年間特別に支払われた現金給与額の割合である。

(2) 出勤日数と労働時間

ア 出勤日数

令和4年7月における出勤日数は、調査産業計が19.2日で前年より0.1日減少となった。

男女別にみると、男は20.8日で前年より0.1日増加となり、女は18.1日で同0.1日減少となった。（第3図、第5表）

イ 労働時間

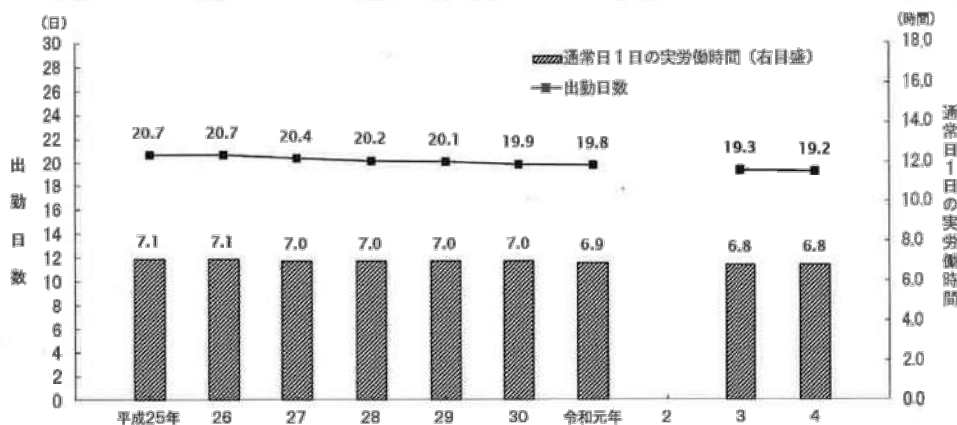
令和4年7月における通常日1日の実労働時間は、調査産業計が6.8時間で前年と同水準となった。

男女別にみると、男は7.5時間で前年と同水準となり、女は6.3時間で前年と同水準となった。

（第3図、第5表）

通常日1日の実労働時間別に常用労働者の構成割合をみると、調査産業計で4時間以下が13.9%、5時間が8.6%、6時間が8.8%、7時間が16.8%、8時間が44.9%、9時間以上が6.9%となった（第6表）。

第3図 出勤日数及び通常日1日の実労働時間の推移（事業所規模1～4人、調査産業計）



注：各年7月の数値である。

令和2年は特別調査を中止しており、令和2年9月に特別調査の代替措置として実施した「小規模事業所労働統計調査」の結果によると、事業所規模1～4人の出勤日数は19.3日、通常日1日の実労働時間は6.9時間となっている。

第5表 性・主な産業、事業所規模別出勤日数及び通常日1日の実労働時間

令和4年7月

性・主な産業	出勤日数				通常日1日の実労働時間			
	事業所規模 1～4人		(参考) 事業所規模 5人以上 ¹⁾		事業所規模 1～4人		(参考) 事業所規模 5人以上 ¹⁾²⁾	
		前年差		前年差		前年差		前年差
	日	日	日	日	時間	時間	時間	時間
調査産業計	19.2	-0.1	18.1	-0.2	6.8	0.0	7.7	0.0
男	20.8	0.1	19.1	-0.1	7.5	0.0	8.2	0.0
女	18.1	-0.1	17.1	-0.1	6.3	0.0	7.1	0.1
建設業	20.9	0.0	20.8	-0.3	7.3	-0.1	8.2	0.1
製造業	19.4	-0.1	19.6	-0.2	7.0	0.1	8.3	0.0
卸売業，小売業	19.8	-0.2	18.3	-0.1	7.0	0.0	7.3	0.0
宿泊業，飲食サービス業	17.4	0.0	14.2	0.3	5.7	0.0	6.5	0.4
生活関連サービス業，娯楽業	19.0	0.2	17.3	0.3	6.8	0.1	7.3	0.1
医療，福祉	18.9	-0.1	17.9	-0.2	6.7	0.1	7.4	0.0

注：1) 事業所規模5人以上は、毎月勤労統計調査全国調査令和4年7月分の結果である。

2) 事業所規模5人以上における通常日1日の実労働時間は、月間総実労働時間を出勤日数で除したものである。

第6表 性・主な産業、通常日1日の実労働時間別常用労働者構成割合
(事業所規模1～4人)

令和4年7月

(単位：%)

性・主な産業	合計	4時間以下	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間以上
調査産業計	100.0	13.9	8.6	8.8	16.8	44.9	6.9
		(0.1)	(-0.3)	(0.2)	(0.1)	(-0.3)	(0.1)
男	100.0	5.6	2.9	4.2	17.1	59.6	10.6
女	100.0	20.1	12.8	12.3	16.7	34.0	4.1
建設業	100.0	5.9	3.8	5.1	22.0	57.8	5.4
製造業	100.0	11.8	7.4	9.0	14.6	51.3	6.0
卸売業，小売業	100.0	11.4	8.4	9.2	15.0	47.1	8.9
宿泊業，飲食サービス業	100.0	35.3	15.7	11.8	9.4	19.9	7.9
生活関連サービス業，娯楽業	100.0	12.2	15.0	10.5	15.6	35.6	11.1
医療，福祉	100.0	18.0	7.0	10.4	16.0	44.5	4.1

注：()内は前年差(ポイント)である。

通常日1日の実労働時間の1時間未満の端数については、労働者ごとに30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てて集計している。

(3) 雇用

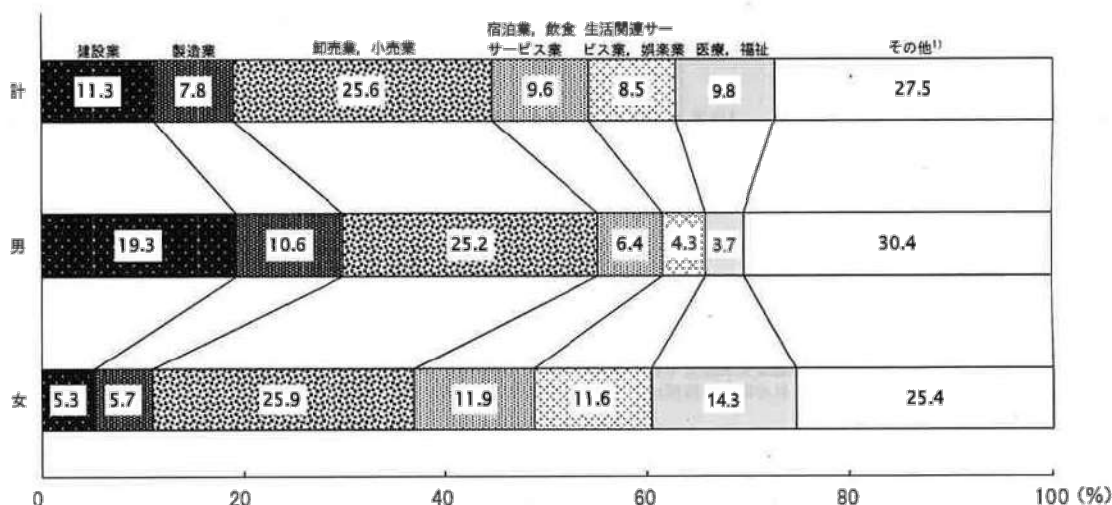
ア 常用労働者の産業別構成割合及び産業別女性労働者の割合

令和4年7月末日現在における常用労働者の構成割合を主な産業についてみると、「その他」以外では「卸売業、小売業」が25.6%と最も高く、次いで「建設業」が11.3%、「医療、福祉」が9.8%、「宿泊業、飲食サービス業」が9.6%、「生活関連サービス業、娯楽業」が8.5%、「製造業」が7.8%となった。

常用労働者に占める女性労働者の割合は、調査産業計が57.3%で前年より0.1ポイント減少となった。これを主な産業についてみると、「その他」以外では「医療、福祉」が83.7%と最も高く、次いで「生活関連サービス業、娯楽業」が78.4%、「宿泊業、飲食サービス業」が71.3%、「卸売業、小売業」が58.0%、「製造業」が41.7%、「建設業」が26.7%となった。（第4図、第7表）

第4図 性別常用労働者の産業別構成割合
(事業所規模1～4人)

令和4年7月末日現在



注：1) 「その他」とは、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「教育、学習支援業」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」の合計である。

第7表 性別常用労働者の産業別構成割合及び産業別女性労働者の割合
(事業所規模1～4人)

令和4年7月末日現在

産業	計	男	女	女性労働者の割合 ²⁾	
				%	前年差 ポイント
調査産業計	100.0	100.0	100.0	57.3	-0.1
建設業	11.3	19.3	5.3	26.7	0.8
製造業	7.8	10.6	5.7	41.7	-0.9
卸売業、小売業	25.6	25.2	25.9	58.0	-0.3
宿泊業、飲食サービス業	9.6	6.4	11.9	71.3	1.5
生活関連サービス業、娯楽業	8.5	4.3	11.6	78.4	-0.7
医療、福祉	9.8	3.7	14.3	83.7	-0.4
その他 ¹⁾	27.5	30.4	25.4	52.8	0.3

注：1) 「その他」とは、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「教育、学習支援業」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」の合計である。

2) 「女性労働者の割合」は、産業ごとの常用労働者数に対する女性労働者数の割合である。

イ 短時間労働者（通常日1日の実労働時間が6時間以下の者）の割合

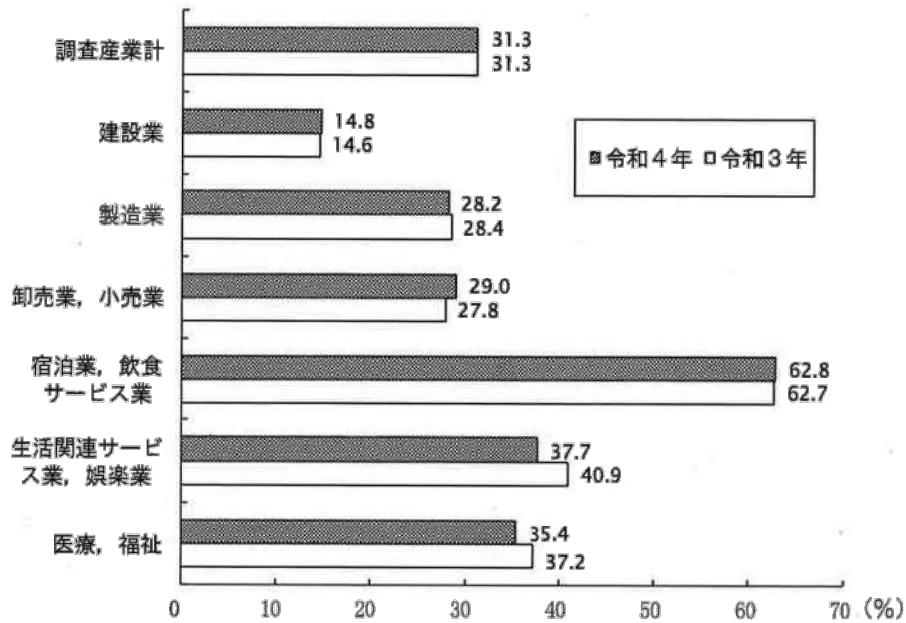
令和4年7月末日現在における常用労働者に占める短時間労働者の割合は、調査産業計が31.3%で前年と同水準となった。

男女別にみると、男は12.7%で前年より0.1ポイント減少となり、女は45.2%で同0.2ポイント増加となった。

主な産業についてみると、「宿泊業、飲食サービス業」が62.8%と最も高く、次いで「生活関連サービス業、娯楽業」が37.7%、「医療、福祉」が35.4%、「卸売業、小売業」が29.0%、「製造業」が28.2%、「建設業」が14.8%となった。

また、年齢階級別にみると、19歳以下が77.3%と最も高く、20～29歳が24.2%と最も低くなっている。（第5図、第8表）

第5図 主な産業別短時間労働者の割合（事業所規模1～4人）



注：数値は、各年7月末日現在における産業ごとの常用労働者数に対する短時間労働者数の割合である。

第8表 年齢階級、性別短時間労働者の割合
（事業所規模1～4人、調査産業計）

令和4年7月末日現在

年齢階級	計		男		女	
	%	前年差 ポイント	%	前年差 ポイント	%	前年差 ポイント
年齢計	31.3	0.0	12.7	-0.1	45.2	0.2
19歳以下	77.3	3.9	74.2	6.1	79.0	2.5
20～29歳	24.2	0.0	16.2	-0.5	30.0	0.4
30～39歳	25.0	0.4	7.4	-1.2	40.3	1.2
40～49歳	28.3	-0.1	6.3	0.4	45.0	-0.4
50～54歳	27.7	-1.1	6.7	0.5	41.2	-1.2
55～59歳	29.6	-0.5	7.3	-0.5	42.8	0.0
60～64歳	32.6	-0.2	11.1	-0.1	47.8	-0.7
65歳以上	45.2	-0.3	28.8	-0.9	59.5	0.6

注：数値は、性、年齢階級別の常用労働者数に対する短時間労働者数の割合である。

3 付表

付表1 都道府県別きまって支給する現金給与額、出勤日数、通常日1日の実労働時間及び短時間労働者の割合（事業所規模1～4人、調査産業計）

令和4年7月

都道府県	きまって支給する 現金給与額	出勤日数	通常日1日の 実労働時間	短時間労働者の割合 ¹⁾
	円	日	時間	%
全 国	203,079	19.2	6.8	31.3
北海道	207,208	20.2	6.9	29.3
青森	207,372	20.5	7.3	17.7
岩手	185,320	20.0	6.8	31.2
宮城	203,949	19.3	6.9	31.3
秋田	188,338	20.1	6.9	30.1
山形	181,148	20.2	7.0	26.9
福島	207,376	20.6	7.2	23.6
茨城	202,153	19.7	7.0	27.9
栃木	199,559	19.4	6.8	33.9
群馬	195,051	19.1	6.8	33.8
埼玉県	213,610	19.1	6.7	34.0
千葉県	206,778	18.3	6.5	37.3
東京都	236,076	18.3	7.0	27.1
神奈川県	222,162	18.4	6.8	32.5
新潟	200,345	20.3	6.9	29.1
富山	197,959	19.9	6.8	32.0
石川	192,719	19.4	6.9	30.2
福井	194,764	19.9	7.0	30.8
山梨	195,716	19.3	6.9	31.7
長野	198,035	19.5	7.0	28.4
岐阜	185,746	19.3	6.6	38.6
静岡県	213,981	19.4	7.0	27.7
愛知県	211,626	18.7	6.7	35.5
三重	188,801	18.8	6.8	32.2
滋賀	187,593	18.5	6.7	35.6
京都	187,479	18.8	6.5	39.9
大阪	213,166	18.6	6.8	30.4
兵庫県	181,944	18.5	6.6	40.1
奈良	181,828	18.0	6.8	32.6
和歌山	187,006	19.5	6.6	37.3
鳥取	186,640	19.6	6.9	28.5
島根	182,126	19.1	7.0	28.0
岡山	195,775	19.2	6.8	33.6
広島	202,346	19.2	6.8	34.3
山口	182,214	19.2	6.6	37.1
徳島	202,745	19.7	6.9	28.7
香川県	209,372	20.0	7.0	29.0
愛媛	188,999	20.4	6.8	33.0
高知	168,886	19.3	6.7	34.6
福岡	214,662	19.6	7.1	23.9
佐賀	183,222	19.9	6.8	32.4
長崎	175,660	20.6	6.8	33.6
熊本	186,536	20.1	6.8	32.5
大分	183,554	20.1	6.9	30.3
宮崎	186,381	19.8	6.9	29.3
鹿児島	186,851	19.8	6.9	29.7
沖縄	172,020	19.9	7.0	29.9

注：1) 令和4年7月末日現在の数値である。

付表2 きまって支給する現金給与額、特別に支払われた現金給与額、出勤日数、通常日1日の実労働時間、勤続年数及び短時間労働者の割合の推移（事業所規模1～4人、調査産業計）

年	きまって支給する現金給与額 ¹⁾		特別に支払われた現金給与額 ²⁾		出勤日数 ¹⁾	通常日1日の実労働時間 ¹⁾	勤続年数 ³⁾	短時間労働者の割合 ³⁾
	実額	前年比	実額	前年比				
	円	%	円	%	日	時間	年	%
昭和56	135,533	4.7	265,327	2.6	24.7	7.7	6.5	15.8
57	141,564	4.4	273,331	3.0	24.6	7.7	6.8	16.2
58	143,521	1.4	276,125	1.0	24.3	7.6	6.7	18.3
59	148,539	3.5	278,172	0.7	24.3	7.6	7.0	18.4
60	152,633	2.8	286,491	3.0	24.5	7.6	7.2	18.7
61	154,708	1.4	275,913	-3.7	24.4	7.7	7.3	18.6
62	157,784	2.0	283,682	2.8	24.3	7.6	7.5	18.9
63	162,227	2.8	298,070	5.1	24.1	7.6	7.6	19.3
平成元	167,444	3.2	297,752	-0.1	23.8	7.6	7.8	20.9
2	176,689	5.5	333,230	11.9	23.7	7.5	8.0	21.3
3	183,702	4.0	363,150	9.0	23.4	7.5	8.3	22.4
4	190,342	3.6	366,162	0.8	23.1	7.4	8.7	23.1
5	194,042	1.9	368,944	0.8	22.7	7.4	8.9	23.1
6	193,695	-0.2	330,501	-10.4	22.6	7.4	9.0	23.7
7	195,100	0.7	344,440	4.2	22.5	7.3	9.2	24.0
8	198,667	1.8	343,851	-0.2	22.5	7.4	9.4	24.0
9	199,617	0.5	335,080	-2.6	22.1	7.3	9.3	24.3
10	201,453	0.9	334,987	0.0	22.0	7.3	9.6	24.5
11	196,671	-2.4	285,293	-14.8	21.8	7.3	9.2	25.0
12	196,688	0.0	284,772	-0.2	21.7	7.3	9.6	24.8
13	194,764	-1.0	274,297	-3.7	21.5	7.3	9.7	24.9
14	193,762	-0.5	250,972	-8.5	21.8	7.3	9.8	25.0
15	193,570	-0.1	241,577	-3.7	21.5	7.3	9.8	25.5
16	192,588	-0.5	225,303	-6.7	21.4	7.2	9.9	25.4
17	190,888	-0.9	220,764	-2.0	21.1	7.2	10.1	26.0
18	190,749	-0.1	219,475	-0.6	21.1	7.2	10.4	26.9
19	190,482	-0.1	214,629	-2.2	21.1	7.2	10.9	26.9
20	192,630	1.1	208,367	-2.9	21.2	7.2	11.1	27.0
21	185,402	-3.8	195,387	-6.2	20.8	7.1	10.6	28.2
22	184,676	-0.4	184,694	-5.5	20.7	7.1	10.8	28.4
23	187,962	1.8	191,014	3.4	20.6	7.1	11.0	28.1
24	188,928	0.5	191,400	0.2	20.6	7.1	11.0	28.0
25	190,475	0.8	201,808	5.4	20.7	7.1	11.2	28.0
26	192,120	0.9	208,488	3.3	20.7	7.1	11.4	28.5
27	191,269	-0.4	216,965	4.1	20.4	7.0	11.3	29.0
28	195,701	2.3	227,206	4.7	20.2	7.0	11.6	28.9
29	196,363	0.3	227,457	0.1	20.1	7.0	11.7	29.2
30	195,476	-0.5	235,684	3.6	19.9	7.0	12.0	30.1
令和元	197,196	0.9	247,634	5.1	19.8	6.9	12.0	30.9
4) ²⁾	-	-	-	-	-	-	-	-
3	199,902	-	253,157	-	19.3	6.8	12.6	31.3
4	203,079	1.6	258,268	2.0	19.2	6.8	12.8	31.3

注：1) 各年7月の数値である。

2) 調査年の前年8月1日から調査年7月31日までの1年間分の数値であり、勤続1年以上の者を対象に算出している。

3) 各年7月末日現在の数値である。

4) 令和2年は特別調査を中止しており、令和2年9月に特別調査の代替措置として実施した「小規模事業所労働統計調査」の結果によると、事業所規模1～4人のきまって支給する現金給与額は202,372円、特別に支払われた現金給与額は270,994円、出勤日数は19.3日、通常日1日の実労働時間は6.9時間、勤続年数は13.8年、短時間労働者の割合は30.6%となっている。